

## 取締役の任務懈怠責任に関するフローチャートの説明と訴状等の参考書式

東京地方裁判所商事部

5

株式会社の取締役に対する会社法423条1項に基づく任務懈怠責任の追及訴訟には多様な形態があることから、責任原因をいくつかのパターンに類型化して、その責任原因ごとに検討することがまずは有益です。このフローチャートは、このような検討に当たっての補助的な資料として作成したものであり、事案に応じて、更なる検討を要するものがあり得ることに留意してください<sup>1</sup>。

### 10 ※前注 会社法423条1項に基づく損害賠償請求の要件事実<sup>2</sup>

(1) 一般的には、会社法423条1項に基づく損害賠償請求に関する請求原因は、以下のとおりとなると考えられます（なお、任務懈怠責任の特則（会社法423条3項、428条等）の適用等がある場合には要件事実の構造が異なってくるため、関係法令を確認してください。）。

15

① 取締役選任・任用契約

② 任務懈怠行為の内容となる法令・定款違反行為の存在若しくは善管注意義務違反行為の存在<sup>3</sup>（又は任務懈怠行為の評価根拠事実<sup>4</sup>）

1 このフローチャート作成に当たって、東京地方裁判所商事研究会編「類型別会社訴訟Ⅰ〔第3版〕」、西岡清一郎・大門匡編「商事関係訴訟〔改訂版〕」、垣内正編・東京地方裁判所商事研究会著「会社訴訟の基礎」、滝澤孝臣監修・野上誠一著「判例法理から読み解く裁判実務 取締役の責任」等を参考にしています。

2 この要件事実をどう捉えるかについては議論の余地があり得ますが、この参考書式では、東京地方裁判所商事研究会編「類型別会社訴訟Ⅰ〔第3版〕」220～223頁に沿って整理しています。

3 履践すべき内部的意思決定を履践していないといった具体的な個別法令への違反行為はもとより、善管注意義務違反であっても会社財産の横領行為といった違法行為や、定款上明白に禁止された行動をしたといった違反行為であれば、任務懈怠行為は、当該違反行為が主要事実になり、これを攻撃防御の観点から具体的に特定し基礎付ける事実をもって主張すれば足りる。

4 経営判断に関する事務処理の評価が問題となるような善管注意義務違反が争われる場合、取締役が置かれた状況、すなわち履行に関する状況によっては、同一の行為（特に不作為）であっても本旨履行行為とされることもあれば、任務懈怠行為と評価されることもあり、その意味が変わり得るという事態が生じます。そして、このような事態や、結果債務・手段債務の区別を踏まえて、義務違反行為が任務懈怠行為であることの評価を根拠付ける事実が要件事実であると解すべきではないかとの指摘があります。この指摘によれば、任務懈怠行為は、規範的评价又は抽象的な評価であり、この評価を

③ 損害の発生及びその数額

④ ②の任務懈怠行為と③の損害との間の相当因果関係の存在<sup>5</sup>

(2) これに対し、取締役は、②に対して否認の上、積極否認の理由を主張し、また、抗弁として以下のとおり主張することが考えられます。

5 ⑤ 帰責事由不存在<sup>6</sup>の評価根拠事実

⑥ 違法性不存在の評価根拠事実

(⑦ 任務懈怠行為の評価障害事実←②が任務懈怠行為の評価根拠事実の場合)

(3) さらに、会社は、再抗弁として以下のとおり主張することが考えられます。

⑧ 帰責事由不存在の評価障害事実<sup>7</sup>

10 ⑨ 違法性不存在の評価障害事実

※1 取締役の職務は、一般的には、①業務執行の決定(会社法348条2項～4項、362条2項1号、4項、5項参照)、②業務執行それ自体(会社法348条1項、363条1項参照)、③他の取締役や従業員等の監視・監督(会社法362条2項2号参照)があります。そこで、会社法423条1項に基づく取締役の任務懈怠責任を追及する訴訟の訴状等を作成するに当たり、責任原因を明確にする前提として、会社の事業内容等も踏まえ、被告のどの職務に関する任務懈怠が問

---

根拠付ける事実が主要事実となります。なお、具体的な個別法令・定款への違反行為の場合と、経営判断が絡むなどして事務処理内容の評価が問題となるような善管注意義務違反の場合とでは、責任行為の構造が異なることは、最二小判平成12月7日7日民集54巻6号1767頁でも判示されています(東京地方裁判所商事研究会編「類型別会社訴訟I〔第3版〕」222頁等参照)。

<sup>5</sup> 任務懈怠行為と損害との間の相当因果関係についての検討が不十分な訴状等が散見されるため、この点についても十分に検討を加えてください。

<sup>6</sup> 会社法423条1項所定の任務懈怠責任は、民法415条所定の債務不履行責任の特則としての法的責任であり、債務不履行責任において、債務者の責めに帰することができない事由によることは、「契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして」判断するとされています(民法415条1項ただし書)。従前の裁判実務では、債務者に故意・過失がないこと又は債務者に債務不履行の責任を負わせることが信義則上酷であると認められるような事由があることとされていました。平成29年法律第44号改正によって従前の裁判実務が変更されることはないといわれています(筒井健夫・村松秀樹編「一問一答 民法(債権関係)改正」74～75頁、磯村保編「新注積民法(8)債権(1)593頁等参照)。

<sup>7</sup> 帰責事由不存在の評価障害事実は、②が任務懈怠行為の評価根拠事実の場合、同事実と一致するため、独立した再抗弁の主張にはならないこともあり得ます。

題となるかを明らかにした上でこのフローチャートを使用してください。

なお、上記①～③に該当しない場合や、小規模閉鎖会社等において上記①と②とが一体的で峻別が困難な場合などは（④）、会社の事業内容等を踏まえて問題とする被告の具体的な職務内容を明らかにしてください。

5

**※2** 被告には、個別の法令（取締役を名宛人とし、取締役がその職務執行に際して遵守すべき義務を個別的に定める規定、会社を名宛人とし、会社がその業務を行うに際して遵守すべき全ての規定をいいます。以下同じ。）・定款への違反行為  
10 に関与したことを理由とする任務懈怠が認められますか（一般の善管注意義務違反（民法644条、会社法355条参照）は**※4**で検討します。）。この場合、個別の法令・定款を特定し（「会社法467条1項2号」のように具体的な法令及び条文を記載してください。）、違反行為に該当する事実を具体的に主張してください。

15 **※3** **※2**に該当する場合、個別の法令違反の内容が、利益相反取引の場合は**参考書式①**、株主総会等の承認を受けない競業取引の場合は**参考書式②**、それ以外の場合は**参考書式③**を参考にしてください。なお、会社法423条以外に個別に取締役に対する責任追及等の規定がある場合、当該規定に基づいて請求をするのかどうかを検討してください（剰余金配当等に関する責任についての会社法462条  
20 1項、株主の権利行使に関する利益供与に関する責任についての会社法120条4項、新株発行の出資に瑕疵がある場合の責任についての会社法213条1項など）。

また、上記違反行為を特定するに当たっては、次の①～④のいずれに当たるかを明らかにしてください。

25

- ① 被告自らが個別の法令・定款に違反する具体的な行為をした。
- ② 被告が会社による個別の法令・定款に違反する具体的な行為を主導したか、

その意思決定等に関与した。

③ 被告が他の取締役や従業員等による個別の法令・定款に違反する具体的な行為に関与した。

④ 上記①～③に該当しない場合、被告の関与の内容等を具体的に明らかにしてください。

5

**※4 ※2**に該当しない場合、次の①～③のいずれに該当しますか。

① 被告に一般の善管注意義務違反（民法644条、会社法355条参照）が認められる場合

10

善管注意義務の具体的な義務内容及びその発生根拠と義務違反行為をきちんと特定し、損害との関係を踏まえて検討してください。

なお、経営判断に関する事案では、**参考書式④**を参考に、いわゆる経営判断原則<sup>8</sup>を踏まえた検討をしてください。同原則の適用がない場合と考える場合には、その理由を記載してください。この点に関し、①取締役には法令や内規に違反する業務執行をするかどうかの裁量はないため、法令又は内規違反がある場合には

15 経営判断原則の適用はないとされ、②取締役が自己又は第三者の利益を図るなどの忠実義務に係る問題（利益相反関係）の有無及びその程度によっては、経営判

---

<sup>8</sup> 最一小判平成22年7月15日集民234号225頁は、事例判断として「本件取引は、AをBに合併して不動産賃貸管理等の事業を担わせるという参加人のグループの事業再編計画の一環として、Aを参加人の完全子会社とする目的で行われたものであるところ、このような事業再編計画の策定は、完全子会社とするもののメリットの評価を含め、将来予測にわたる経営上の専門的判断にゆだねられていると解される。そして、この場合における株式取得の方法や価格についても、取締役において、株式の評価額のほか、取得の必要性、参加人の財務上の負担、株式の取得を円滑に進める必要性の程度等をも総合考慮して決定することができ、その決定の過程、内容に著しく不合理な点がない限り、取締役としての善管注意義務に違反するものではないと解すべきである。」と判示しています。

東京地方裁判所商事研究会編「類型別会社訴訟Ⅰ〔第3版〕」239頁では、経営判断の原則においては、①経営判断の前提となる事実認識の過程（情報収集とその分析・検討）における不注意な誤りに起因する不合理さの有無、②事実認識に基づく意思決定の推論過程及び内容の著しい不合理さの存否を審査対象として善管注意義務違反の有無を判断し、経営判断の原則にいう不注意な誤りや合理性は、取締役が当該企業及び取締役の属する業界における通常の企業人として期待される注意の程度を基準に判断すべきものであるから、当該取締役によって当該行為がされた当時の会社の状況及び会社を取り巻く社会・経済・文化の情勢の下において、会社の属する業界における通常の経営者が有すべき知見及び経験が判断の基準となるとしています。

断原則が適用されないことがある（又は仮に適用されとしても狭い裁量しか認められないことがある）ことが一般的には指摘されていますので、これらの点を踏まえて理由を記載してください。<sup>9</sup>

② 被告に監視・監督義務違反や内部統制システム構築・運用義務違反が認められる場合

この場合、監視義務違反（他の取締役の任務懈怠行為を阻止すべき監視義務を指します。）<sup>10</sup>については参考書式⑤を、監督義務違反（従業員の不正行為を阻止すべき監督義務を指します。）<sup>11</sup>については参考書式⑥を参考にしてください。

この際、具体的な誰の行為に対する監視・監督義務違反であるかを特定し、損害との関係を踏まえて検討してください。

<sup>9</sup> 岩原紳作編「会社法コンメンタール9」248頁以下、東京地方裁判所商事研究会編「類型別会社訴訟I〔第3版〕」240頁等

<sup>10</sup> 取締役会設置会社において、取締役会は、会社の業務執行につき監査する地位にあるから、取締役会を構成する取締役は、会社に対し、取締役会に上程された事柄についてだけ監視するにとどまらず、代表取締役の業務執行一般につき、これを監視し、必要があれば、取締役会を自ら招集し、あるいは招集することを求め、取締役会を通じて業務執行が適正に行われるようにする職責を有します（最三小判昭和48年5月22日民集27巻5号655頁）。しかし、代表取締役の業務全てについてその監督権限を行使することは事実上不可能ですから、代表取締役の任務懈怠行為の全てにつき取締役が監視義務違反の責任を問われるわけではありません。取締役会の非上程事項については代表取締役の業務活動の内容を知り又は知ることが可能であるなどの特段の事情があるのに、これを看過したときに限って監視義務違反が認められるとされています。なお、取締役会非設置会社であっても、取締役は、その業務執行の一環として（会社法348条1項）、他の取締役の業務執行を監視する義務を負っているものと解されます（東京地方裁判所商事研究会編「類型別会社訴訟I〔第3版〕」250頁以下等）。

<sup>11</sup> 取締役会設置会社の取締役は、取締役会を通じて支配人らの業務執行を監督すべき権利義務を有し（最三小判昭和37年8月28日集民62号273頁）、その立場において、従業員の違法・不当な行為を発見し、又はこれを未然に防止するなど従業員に対する指導監督についての注意義務を負います（東京地判平成11年3月4日判タ1017号215頁）。具体的には、個々の従業員に対する監督責任を負うものではありませんが、何らかの事情で従業員の不正行為を知り又は知り得べきであった場合には、取締役会の招集権限や支配人の選任・解任権限を用いて、不正行為を阻止するために必要な措置をとる義務があります。もっとも、業務執行権限を有する代表取締役は、自ら業務執行を行うとともに、使用人その他下部職員の補助を得て業務の執行に当たっている場合には、一般の取締役より一層高度の注意義務を尽くし、忠実にこれら補助者の行為に職務違反がないかどうかを監督し、不当な職務執行を制止し又は未然に防止する策を講ずるなど会社の利益を図るべき職責を有します（東京高判昭和41年11月15日判タ205号152頁）。また、業務担当取締役も、担当する部門・部署における業務執行を行う職責を有しており、その担当する部門・部署における従業員の監督を代表取締役と同様に行うべき義務を負います。しかし、業務担当取締役であっても自己が職掌上統括する部署に属しない従業員の監督については、平取締役と同様の責任を負うにとどまります。取締役会非設置会社の取締役も、その業務執行の一環として、従業員の活動に対する監督義務を負うものと解されます（東京地方裁判所商事研究会編「類型別会社訴訟I〔第3版〕」257頁以下等）。

内部統制システム構築義務違反<sup>12</sup>については、他の取締役の任務懈怠行為や従業員の不正行為等があった時点において、被告である取締役がどのような内部統制システムを構築すべきであったかを明らかにしてください。内部統制システムの構築義務違反に当たって、いかなるシステムを構築すべきかについて代表取締役等に広い裁量が認められるか否か議論があります<sup>13</sup>。内部統制システム運用義務違反については、内部統制システム構築義務違反がない場合においても、構築された内部統制システムが適切に運用されず、その結果、他の取締役の任務懈怠行為や従業員の不正行為等が発生した場合に問題となり得ます。

③ 以上のいずれにも当てはまらない場合、任務懈怠の具体的な内容を特定し、損害との関係を踏まえて検討してください。

---

<sup>12</sup> 取締役会設置会社においては、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制等、株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制（内部統制システム）の整備が取締役会の決定事項とされており（会社法362条4項6号、会社法施行規則100条）、大会社である取締役会においては、内部統制システムの整備に係る決定は、具体的な法令上の義務としてこれをしなければならないと規定されています（会社法362条5項）。他方、大会社以外の会社であっても、①ある程度の規模を有する会社の取締役が自ら直接的に他の取締役の業務執行や従業員の行動について監視・監督を尽くすことが困難であるとして責任を負わないとするのは妥当ではないこと、②大会社に関する上記規定は、大会社の活動が社会に与える影響が大きいことから、適正なガバナンスの確保が特に重要であると考えられたことにより設けられたものであり、大会社以外の会社において内部統制システムの構築を取締役の責任とすることを排除するものではないと解されることから、大会社以外の会社においても、内部統制システムの構築は、会社の実情として規模的に直接の監視・監督を困難とするものになっていけば、会社の種類を問わずに取締役に課された義務であると解されます。ここでいう内部統制システムの構築は、重要な業務の決定とその執行であり、取締役会がその大綱（会社法362条4項6号に定める事項）を決定し、これを踏まえて、業務執行を担当する代表取締役及び業務担当取締役が、業務執行として、担当部門に関する具体的な内部統制システムを現実に構築すべき義務を負うと解され、上記以外の取締役は、代表取締役及び業務担当取締役が内部統制システムを構築すべき義務を適正に履行しているか否かについて監視する義務を負うと解されず（垣内正編・東京地方裁判所商事研究会著「会社訴訟の基礎」102頁以下参照）。

<sup>13</sup> これを肯定した裁判例として、大阪地判平成12年9月20日判タ1047号86頁、東京高判平成20年5月21日判タ1281号247頁があります。

## 参考書式① 利益相反取引に係る損害賠償請求

### 1 請求原因

#### (1) 被告が取締役又は元取締役であること

5 被告は、令和○年○月○日から令和○年○月○日まで、原告の取締役であった(甲○)。

#### (2) 被告が利益相反取引をしたこと

被告は、令和○年○月○日、原告との間で○○の取引をした(甲○)。

#### 10 (3) 取締役会(取締役会非設置会社の場合は株主総会)の承認を受けていないこと<sup>1415</sup>

---

<sup>14</sup> 取締役会(取締役会非設置会社の場合は株主総会。以下同じ。)の承認を受けなかったという事実が請求原因として必要かについては、以下のとおり様々な考え方があります。

①利益相反取引によって株式会社に損害が生じたときは、会社法356条1項2号・3号の取締役等は、その任務を怠ったものと推定されます(会社法423条3項)。そのため、取締役会の承認を受けなかった利益相反取引による損害賠償を請求する場合でも、利益相反取引及び損害の発生という要件事実のみで、会社法423条3項により任務懈怠が推定されるため、取締役会の承認を受けなかったという事実は請求原因としては過剰主張になるから不要であり、取締役会の承認を受けなかったことの主張は、利益相反取引に当たることを知らなかったこと又は利益相反取引により会社に損害が生じることを知らなかったことについての無過失の抗弁を排斥する再抗弁となるとの見解があります。

②次に、利益相反取引により会社に生じた損害の捉え方を、取締役会の承認がある場合とない場合で同じであるか否かは議論があります。すなわち、取締役会の承認を得ていない利益相反取引は、個別法令違反により違法、無効であり、そのような違法な、無効な取引に基づく財産の流出自体が損害であり、取締役会の承認を受けた利益相反取引とは損害の捉え方が異なるとの考え方があり得る一方、利益相反取引で取締役の承認を受けなかったことは手続規制違反であり、不法原因給付となる強度の違法性があるとまではいえず、会社に実質的な損害が生じていない場合まで、取締役に流出財産の名目額を賠償させることは相当ではないとする見解があります。また、取締役会の承認を受けなかった場合の損害を、承認を受けた場合と同じであるとしても、取締役の承認を受けなかった利益相反取引の効力との関係で、損害の捉え方は変化する余地があるとの指摘もあります(氏本厚司「利益相反取引による取締役の会社に対する損害賠償責任の要件事実論的考察—会社法423条3項の推定規定の規範構造を中心に」176頁以下・伊藤滋夫編「商事法の要件事実」参照)。

以上のとおり、見解の相違のほか、事案によっても請求原因は異なり得るところですが、事実関係を早期に把握する観点から、取締役会の承認を受けていない場合にはその旨を記載してください。なお、当該承認を得た利益相反取引によって会社に損害を与えた場合には、善管注意義務違反となり得ます。

<sup>15</sup> 会社法356条1項2号の取引(自己のためにした取引に限る。)をした取締役の会社423条1項の責任は、任務を怠ったことが当該取締役の責めに帰することができない事由によるものであることをもって免れることはできないことが規定されています(会社法428条1項)。

被告は、上記(2)の取引を行うに際して、取締役会（取締役会非設置会社の場合は株主総会）の承認を受けていない（甲○）。

(4) 会社に発生した損害及びその数額、因果関係

5 原告は、○○の取引によって譲渡代金(○○○○万円) と時価(○○○○万円)との差額分に相当する○○○万円の損害を被った(甲○)。

(5) 催告

原告は、被告に対し、令和○年○月○日、前記損害の支払を求めた(甲○)。

10

(6) よって、原告は、被告に対し、会社法423条1項に基づく損害賠償金○○○○万円及びこれに対する催告の日の翌日である令和○年○月○日から支払済みまで民法所定の年3分の割合による遅延損害金の支払を求める。



## (記載例)

### 1 被告が原告の元取締役であること

被告は、令和○年○月○日から令和○年○月○日まで、原告の代表取締役であった（甲1）。

### 5 2 直接取引に基づく損害賠償責任

#### (1) 被告が利益相反取引をしたこと

被告は、令和○年○月○日、原告との間で、原告が所有する別紙物件目録記載の土地建物（以下「本件物件」という。）を○○万円で譲り受けることを約し（以下「本件売買」という。）、同日、代金を支払って、所有権移転登記手続を受けた（甲2、3）。本件売買は、会社法356条1項2号の利益相反取引に当たる。

#### (2) 取締役会の承認を得ていないこと

原告は、本件売買について取締役会の承認決議をしていない（甲4）。

#### (3) 原告に発生した損害及びその数額、因果関係

15 本件売買の譲渡代金は本件物件の時価（○億○○○○万円）に比して、著しく廉価であり、原告は、本件売買によって譲渡代金と時価との差額分に相当する○○○万円の損害を被った（甲5）。

### 3 間接取引に基づく損害賠償責任

#### (1) 被告が利益相反取引をしたこと

20 原告とB銀行は、令和○年○月○日、当時、原告の取締役であったAがB銀行より弁済期同年○月○日、利息年○%と定めて○○○○万円を借り受けるに際し、原告がAの上記債務について連帯して保証する旨を合意した（以下「本件保証」という。）（甲6）。被告は、本件保証について、原告の代表者として契約を締結した。本件保証は、会社法356条1項3号の利益相反取引に当  
25 たる。

#### (2) 取締役会の承認を得ていないこと

原告の取締役会は、本件保証について承認していない（甲7）。

(3) 原告に発生した損害及びその数額、因果関係

Aは、弁済期に借入金の返済ができなかったため、原告は、B銀行から本件保証に係る履行請求を受け、原告は、本件保証に基づき、令和○年○月○日、  
5 B銀行に対し元利金○○○○万円を支払った（甲8）。

4 よって、原告は、被告に対し、会社法423条1項に基づき、本件売買及び本件保証による損害額の合計○○○○万円及びこれに対する本訴状送達の日  
の翌日から支払済みまで民法所定の年3分の割合による遅延損害金の支払を求める。

## 参考書式② 競業避止義務違反に係る損害賠償請求

### 1 請求原因

#### (1) 被告が取締役又は元取締役であること

被告は、令和○年○月○日から令和○年○月○日まで、原告の取締役であった(甲○)。  
5

#### (2) 被告が自己又は第三者のために原告の事業の部類に属する取引を行ったこと

ア 原告は、○○という事業を行っている(甲○)。

イ 被告は、令和○年○月○日、○○の取引(以下「本件取引」という。)を行った(甲○)。  
10

ウ 本件取引は、被告が自己のために原告の事業の部類に属する取引を行ったものであるから、会社法356条1項1号の取引(競業取引)に該当する。

(3) 取締役会(取締役会非設置会社の場合は株主総会)の承認を得ていないこと  
15  
被告は、本件取引を行うに際して、取締役会(取締役会非設置会社の場合は株主総会)の承認を得ていない(甲○)。<sup>16</sup>

#### (4) 会社に発生した損害及びその数額、因果関係

(会社法423条2項の推定規定による場合)  
20

被告(又は第三者〔競業会社〕)は、本件取引によって、○○○万円の利益を得た(甲○)。

(会社法423条2項の推定規定によらない場合)

---

<sup>16</sup> 当該承認を得た競業取引によって会社に損害を与えた場合には、一般の善管注意義務違反となり得ます。

本件取引によって、原告には〇〇〇万円の損失が発生した（甲〇）。

(5) 催告

原告は、被告に対し、令和〇年〇月〇日、前記損害の支払を求めた（甲〇）。

5

- (6) よって、原告は、被告に対し、会社法423条1項に基づく損害賠償金〇〇〇〇万円及びこれに対する催告の日の翌日である令和〇年〇月〇日から支払済みまで民法所定の年3分の割合による遅延損害金の支払を求める。

10

## (記載例)

### 1 被告が原告の取締役であること

原告は、東京都内において事務用品の卸販売を行うことを目的とし、取締役会及び監査役を設置している株式会社であり、被告は、令和〇年〇月以降、原告の  
5 取締役を務めている（甲1）。

### 2 被告が自己又は第三者のために原告の事業の部類に属する取引を行ったこと

被告は、令和〇年〇月頃、自ら設立し100%出資したA社の代表取締役に就任した上、同月以降、A社を代表して、東京都〇〇区で原告と同様の事務用品の卸販売業（以下「本件取引」という。）を行っている（甲2）。

10 本件取引は、被告がA社のために原告の事業の部類に属する取引を行ったものであるから、会社法356条1項1号の取引（競業取引）に該当する。

### 3 取締役会の承認を得ていないこと

被告は、前項のとおりA社の代表者として本件取引を行うについて、原告の取締役会でその承認決議を受けなかった（甲3）。

### 15 4 原告に発生した損害及びその数額、因果関係

原告では、A社が営業を始めた令和〇年〇月から令和〇年〇月までの間に、東京都〇〇区における売上げが少なくとも〇〇〇〇万円減少しており、この売上げの減少は、被告がA社に行わせた競業取引である本件取引による損害である（甲4）。

20 5 よって、原告は、被告に対し、会社法423条1項（同法356条1項1号違反）による損害賠償として、〇〇〇〇万円及びこれに対する本訴状送達の日翌日から支払済みまで民法所定の年3分の割合による遅延損害金の支払を求める。

**参考書式③** 法令(又は定款)違反に係る損害賠償請求

1 請求原因

(1) 被告が取締役又は元取締役であること

被告は、令和○年○月○日から令和○年○月○日まで、原告の取締役であつ  
5 た(甲○)。

(2) 被告が法令(又は定款)違反行為をしたこと

ア 被告は、令和○年○月○日、○○を売却した(甲○)。

イ …

10 ウ 以上によれば、被告による○○の売却は、○○法○条(又は定款)に違反す  
る行為である<sup>17</sup>。

(3) 会社に発生した損害及びその数額、因果関係

原告は、上記(2)の被告による法令違反行為によって○○○万円の損害を被っ  
15 た(甲○)。

(4) 催告

原告は、被告に対し、令和○年○月○日、前記損害の支払を求めた(甲○)。

20 (5) よって、原告は、被告に対し、会社法423条1項に基づく損害賠償金○○  
○○万円及びこれに対する催告の日の翌日である令和○年○月○日から支払  
済みまで民法所定の年3分の割合による遅延損害金の支払を求める。

---

<sup>17</sup> 具体的な条文とそれに違反する具体的な事実を記載してください。

## (記載例)

### 1 被告が原告の元取締役であること

原告は、肩書地に本店を有し、〇〇の製造販売を目的とし、取締役会及び監査役を設置している株式会社であり、被告は、原告の創業時（令和〇年〇月〇日）から令和〇年〇月〇日に代表取締役及び取締役を辞任するまでの間、原告の代表取締役であった（甲1）。

### 2 被告が法令違反行為をしたこと

(1) 被告は、令和〇年〇月〇日、A社に対し、原告の所有する主力商品〇〇（以下「本件商品」という。）の全生産を行っている工場施設及び本件商品の生産に係る各種特許権（具体的には〇〇〇）を代金〇〇億〇〇〇〇万円で売却した（以下「本件事業譲渡」という。）（甲2）。

(2)ア 原告における本件商品の製造販売による利益は、原告の営業利益全体の4割を占める重要なものであった（甲3、4）。

イ 被告は、株主総会決議を経ることなく、また、取締役会に諮ることなく、被告及び全取締役6名のうち親族関係にある3名の取締役から構成される経営会議と称する会議に諮っただけで、本件事業譲渡を行った（甲4）。

ウ 以上によれば、被告による本件事業譲渡は、会社法467条1項又は同法362条4項1号に違反する法令違反行為である。

### 3 原告に発生した損害及びその数額、因果関係

原告は、本件事業譲渡が有効なものと確定したため、本件事業譲渡の代金〇〇億〇〇〇〇万円と本件事業に係る当時の適正な時価〇〇億〇〇〇〇万円の差額である〇〇〇〇万円の損害を被った（甲5）。

4 よって、原告は、被告に対し、会社法467条1項又は同法362条4項1号違反行為に基づく同法423条1項による損害賠償として、〇〇〇〇万円及びこれに対する本訴状送達の日翌日から支払済みまで民法所定の年3分の割合による遅延損害金の支払を求める。

参考書式④ 経営判断に関する善管注意義務違反に係る損害賠償請求<sup>18</sup>

1 請求原因

(1) 被告が取締役又は元取締役であること

5 被告は、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで、原告の取締役であった(甲〇)。

(2) 被告が取締役として一定の経営事項につき判断決定をしたこと

被告は、令和〇年〇月〇日、〇に対して融資を行った(甲〇)。

10 (3) 上記(2)につき裁量を逸脱したことを特定又は基礎付ける具体的事実

被告は、〇〇の調査を怠って上記融資を実行した(甲〇)。

したがって、被告の判断の過程、内容に著しく不合理な点があり、取締役としての善管注意義務に違反するものである。<sup>19</sup>

15 (4) 会社に発生した損害及びその数額、因果関係

上記(2)の行為によって、原告には〇〇〇〇万円の損失が発生した(甲〇)。

(5) 催告

原告は、被告に対し、令和〇年〇月〇日、前記損害の支払を求めた(甲〇)。

20

(6) よって、原告は、被告に対し、会社法423条1項に基づく損害賠償金〇〇

〇〇万円及びこれに対する催告の日の翌日である令和〇年〇月〇日から支払済みまで民法所定の年3分の割合による損害賠償金の支払を求める。

---

<sup>18</sup> 事案に応じて、経営判断原則が適用される場合に参考にしてください。

<sup>19</sup> 前掲の最一小判平成22年7月15日判タ1332号50頁に沿った記載例です。



## (記載例)

### 1 被告が原告の元取締役であること

原告は、〇〇を目的とする株式会社であり、被告は、令和〇年〇月から令和〇年〇月まで、原告の代表取締役の地位にあった者である（甲1）。

### 5 2 被告が取締役として一定の経営事項につき判断決定をしたこと

被告は、代表取締役在任中の令和〇年〇月、原告の取引先で〇〇の製造を下請けしているA社より、同社が資金繰りに窮し、同年〇月末の支払資金に不足を生じたとして、資金援助の申入れを受けた。

### 3 上記2につき裁量を逸脱したこと

10 (1) 上記2の際、被告は、A社の資力・信用等について何らの調査をすることもなく、同社の一時的な資金繰りが困難である旨の説明を轻信し、令和年〇月〇日、同社に対し、無担保で〇〇〇〇万円の融資（以下「本件融資」という。）を行った（甲2）。その後、A社は、同年〇月〇日、倒産したため、本件融資は回収不能となった（甲3）。

15 (2) 本件融資は、既に破綻状態にあったA社に対し、何らの調査を行うこともなく、A社による一時的な資金繰りの困難という説明を轻信して、無担保で多額の資金の貸付けを行ったものであり、その判断の過程、内容は著しく不合理であるから、被告には取締役の善管注意義務違反が認められる。

### 4 原告に発生した損害及びその数額、因果関係

20 原告は、本件融資が回収不能となったため、〇〇〇〇万円の損害を被った（甲5）。

5 よって、原告は、被告に対し、会社法423条1項による損害賠償として、〇〇〇〇万円及びこれに対する本訴状送達の日翌日から支払済みまで民法所定年の3分の割合による遅延損害金の支払を求める。

## 参考書式⑤ 監視義務違反に係る損害賠償請求

### 1 請求原因

#### (1) 被告が取締役又は元取締役であること

被告は、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで、原告の取締役であった(甲〇)。

5

#### (2) 取締役のある者が会社に損害を及ぼす違法行為をしたこと

原告の代表取締役であったAは、令和〇年〇月〇日、〇〇という違法行為をした(甲〇)。

10

#### (3) 被告が取締役として、上記(2)について監視義務に違反したことを特定又は基礎付ける具体的事実

被告は、原告の〇〇担当の取締役として、〇〇について、代表取締役を監視すべき地位にあったのであるから、原告の〇〇事務を適正に行っていれば、Aの〇〇行為を未然に防止することができたのに、これを怠ったため、Aの〇〇行為を可能にしたものである(甲〇)。

15

#### (4) 会社に発生した損害及びその数額、因果関係

上記(2)及び(3)によって、原告には〇〇〇〇万円の損害が発生した(甲〇)。

20

#### (5) 催告

原告は、被告に対し、令和〇年〇月〇日、前記損害の支払を求めた(甲〇)。

#### (6) よって、原告は、被告に対し、会社法423条1項に基づく損害賠償金〇〇

〇〇万円及びこれに対する催告の日の翌日である令和〇年〇月〇日から支払済みまで民法所定の年3分の割合による遅延損害金の支払を求める。

25

## 参考書式⑥ 監督義務違反に係る損害賠償請求

### 1 請求原因

#### (1) 被告が取締役又は元取締役であること

被告は、令和○年○月○日から令和○年○月○日まで、原告の取締役であった(甲○)。  
5

#### (2) 会社従業員による不正行為

原告従業員であるAは、令和○年○月○日、○○という不正行為に及んだ(甲○)。  
10

#### (3) 被告が取締役として当該従業員の監督を怠ったことを特定又は基礎付ける 具体的事実

被告は、原告の○○担当の取締役として、○○の管理を監督すべき地位にあったのであるから、原告の○○事務を適正に行っていれば、Aの○○行為を未然に防止することができたのに、これを怠ったため、Aの○○行為を可能にしたものである(甲○)。  
15

#### (4) 会社に発生した損害及びその数額、因果関係

上記(2)及び(3)によって、原告には○円の損害が発生した(甲○)。  
20

#### (5) 催告

原告は、被告に対し、令和○年○月○日、前記損害の支払を求めた(甲○)。

#### (6) よって、原告は、被告に対し、会社法423条1項に基づく損害賠償金○○

○○万円及びこれに対する催告の日の翌日である令和○年○月○日から支払済みまで民法所定の年3分の割合による遅延損害金の支払を求める。  
25

## (記載例)

### 1 被告が原告の取締役であること等

原告は、〇〇を目的とし、取締役会及び監査役を設置している株式会社であり、被告は、令和〇年〇月から現在まで、原告の取締役であり、原告の経理部門を担当する取締役でもある。また、Aは、令和〇年〇月〇日から取締役及び代表取締役を解任される令和〇年〇月〇日までの間、原告の代表取締役であった（甲1、2）。

### 2(1) Aの横領行為

Aは、令和〇年〇月から同年〇月までの間、自らが取引先から回収した原告の売掛債権の合計〇〇〇万円について、A個人の名義で行っていた投資取引の損失を補填するためこれを着服費消し、原告に対し、〇〇〇万円相当の損害を与えた（甲1）。

### (2) 被告の監視義務違反及びこれによって原告に発生した損害及びその数額

被告は、原告の経理担当の取締役として、原告の売上金の管理を監視すべき地位にあったのであるから、原告の経理事務を適正にとつていれば、Aの本件横領行為を未然に防止することができたのに、これを怠ったため、Aの本件横領行為を可能にしたものである。

### 3(1) AのB社への出資

Aは、令和〇年〇月〇日、取引先であるB社との間において同月〇日に合弁会社を設立するために、〇〇億円の出資をすることを原告の取締役会（以下「本件取締役会」という。）に諮った上、同月〇日、出資を行った（以下「本件出資」という。）（甲2）。

### (2) 被告の監視義務違反及びこれによって原告に発生した損害及びその数額

ア B社は、1年を経ずして債務超過の状態に陥り、倒産したため、原告は出資金〇〇億円相当の損害を被った（甲3）。

イ 本件出資は、合弁会社の収益予測を十分な資料に基づくことなく行われ

ただけでなく、出資に伴う利害についての十分な検討を経ることもなく決定されたものであり、そのことは、本件取締役会における説明を聞けば明確に認識することができるものであった（甲3）。しかるに、被告は、常日頃から取締役会への出席を怠り、本件取締役会にも特段の理由がないのに出席をしなかったため、本件出資を阻止することができなかつたものである（甲4）。

5

4 よって、原告は、被告に対し、会社法423条1項による損害賠償として、〇〇億〇〇〇万円及びこれに対する本訴状送達の日翌日から支払済みまで民法所定の年3分の割合による遅延損害金の支払を求める。